

2009 年度連合岡山 政策・制度要求内容と回答

1 雇用労働対策

要求項目(1) 重点政策

「雇用創出関連基金事業」を継続し、次の雇用までの短期の雇用機会の創出や地域のニーズに基づく雇用機会の創出に引き続き取り組むこと。

<回答要旨>

雇用創出関係基金事業については、現下の厳しい経済・雇用情勢の中、国からの交付金を活用して基金を造成し、平成21年度から23年度の3か年間、離職を余儀なくされた方々への短期の雇用をはじめ産業振興、農林漁業、介護・福祉等様々な分野での就業機会を提供するなど、労働局や市町村と連携を図りながら、雇用創出のための事業を迅速かつ着実に実施することとしているものである。

なお、国において10月に新たな緊急雇用対策が策定され、その中で、緊急雇用創出事業のさらなる要件緩和がなされたことから、より地域の実情やニーズに即した雇用の創出・確保を図る事業を積極的に実施し、一日でも早くこの厳しい情勢から脱却できるよう、努めてまいりたい。

(緊急雇用対策室)

要求項目(2)

新卒者を対象とした雇用機会の創出に向けた雇用対策を強化すること。

<回答要旨>

10月16日には、知事、教育長及び岡山労働局長の3者が合同で岡山商工会議所連合会岡崎会長を訪問し、新規学卒者の採用率確保について緊急要請するとともに、11月17日及び26日に新規学卒者合同就職面接会を開催し、県内事業所とのマッチングの機会を提供したところである。

また、県内約6,000事業所に対して新規学卒者向けの求人情報の提供を呼びかけ、ホームページ上で紹介するとともに、雇用創出関係基金事業を活用して、緊急雇用開拓推進員を4名配置し県内企業を訪問し、求人開拓にも取り組んでいるところである。

(緊急雇用対策室)

要求項目(3)

「離職者等再就職促進訓練」事業を継続強化すること。

ただしコース別の訓練状況を点検し、離職者のニーズに適応した訓練メニューの整備に努めること。

<回答要旨>

「離職者等再就職促進訓練」事業については、国の「総合雇用対策」等に基づき、離職者等のスキルアップによる再就職の促進を図るため、今年度は、定員を平成20年度の4倍以上に拡充し実施している。今年度の7～10月の訓練修了者の就職状況についてみると、介護系が、一般事務や経理事務より就職率が高い傾向にあり、引き続き介護系に重点を置いた訓練を実施していく予定としている。また、厳しい雇用情勢の改善が進んでいないことから、来年度においても、今年度と同様の規模内容での事業実施を検討しているところである。

(労働政策課)

要求項目(4)

「おかやま若者就職支援センター」の機能充実や、県下の企業経営者団体への働きかけを強化するなど、適職探しの支援や雇用のミスマッチ解消を促進すること。

<回答要旨>

おかやま若者就職支援センターにおいては、平成16年の開設以来、昨年度までに2,876人が就職決定しており、20年度は、年長フリーター専任カウンセラーの配置やホームページの全面リニューアルなど、21年度は、対象者を40歳までに拡大するとともに、就職後の職場定着を図ることを目的としてカウンセラーを3名配置するなど、機能強化、充実して、自分の能力と適性に合った仕事探しの支援や正規雇用化の促進に向けた取組を実施している。

また、県内経済団体に対する働きかけとしては、6月5日に引き続き10月16日に知事、教育長及び岡山労働局長の3者が合同で岡山商工会議所連合会岡崎会長を訪問し、新規学卒者の採用枠確保などを緊急要請したところである。

(緊急雇用対策室)

要求項目(5)

「就農促進トータルサポート事業」や「ニューフォレスター育成支援事業」を継続し、県内における農業・林業への就労を促進すること。

<回答要旨>

本県農業を将来にわたり持続的かつ安定的に発展させるためには、意欲あふれる新規就農者等の確保・育成は重要な課題と認識しており、引き続き、市町村、農業団体等と協働し、就農促進トータルサポート事業等により、就農を支援してまいりたい。(農業経営課)

林業への円滑な就業を促進し、新規就業者の定着を図るため、技術習得への支援や社会保険等への加入助成など労働環境改善に取り組んでいるところである。

今後ともニューフォレスター育成支援事業等により継続的な就業対策に努めてまいりたい。

(林政課)

2 環境対策

要求項目(1) 重点政策

地域環境保全基金(地域グリーンニューディール基金)を活用し、「新岡山県環境基本計画エコビジョン 2020」の各種施策を着実に推進すること。また推進にあたっては、県民一人ひとりの着実な実践が重要となる課題もあることから、県内労働者で組織する連合岡山とも十分な意見交換を行い、計画実現に向け、連携して取り組むこと。

<回答用紙>

新岡山県環境基本計画(エコビジョン2020)は、岡山県環境基本条例の理念に基づき、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために策定したものであり、この計画に掲げた各種施策については、お話しの、地域グリーンニューディール基金等も活用しながら、「より良い環境に恵まれた持続可能な社会の実現」を目指して、地球温暖化対策や省エネ対策などを効果的かつ効率的に推

進してまいりたい。

また、環境問題は、地球温暖化対策、自然環境の保全、資源リサイクル等、身近な生活環境から地球環境問題に至るまで、複雑・多岐にわたっているため、行政のみならず、県民、事業者など様々な主体が、適切な役割分担と連携・協力のもとに取組を進めていくとともに、県民一人ひとりの実践活動が重要である。

県では、地球温暖化対策をはじめとする環境保全活動を県民や事業者と協働して取り組むために、NPOや事業者団体をはじめとする各種団体、市町村等で構成する「エコパートナーシップおかやま」を設立し、各種県民運動への取組や情報の共有を図っているところであり、今後、貴団体とも、こうした場などを活用しながら、意見交換を行い、参加と協働による環境保全活動の一層の推進を図ってまいりたい。
(環境政策課)

要求項目(2)

低公害車の普及を促進していくために、県独自の優遇措置を講じること。また、急速充電スタンドの設置等、電気自動車の普及に向けた基盤づくりに取り組むこと。

<回答要旨>

低公害車の普及促進については、国や事業者等との協働により、特に環境対応車等の普及を推進していくこととしている。

また、電気自動車の普及促進については、今年4月に産・官・学により構成された「岡山県電気自動車等普及推進協議会」が本年10月に決定した取組方針を踏まえ、県としての推進方策を検討しているところである。
(環境政策課、環境管理課)

要求項目(3)

ごみ減量化をすすめる方策の1つとして、レジ袋の削減について関係各所に働きかけを行い、自主参加事業者を募るとともに、参加が決定した各事業者と消費者団体、行政の3者による「レジ袋削減推進に関する協定」を締結すること。また、実施にあたって、各参加主体は、レジ袋削減の趣旨に関して、県民に対し、周知・啓発に努めること。

<回答要旨>

昨年度、ごみの減量化をすすめる方策の1つとして、主要スーパーマーケットや消費者団体、市町村を参集してレジ袋無料配布中止についての協議を実施したが、事業者の足並みが揃わず、全県での実施には至っていない。

一方、和気町では本年4月よりレジ袋無料配布中止を実施しているが、和気町での成功例を参考としながら、今後も引き続き消費者団体や市町村等と連携して、各市町村単位での実施などについて事業者と協議を行うとともに、全県での実施を目指す。

なお、地域の方々のコンセンサス(合意)が得られ、実施した場合には、県民に対して幅広くレジ袋削減の趣旨や効果に関して周知・啓発に努める。
(循環型社会推進課)

3 福祉社会保障政策

要求項目(1)

労働者の福祉向上と生活の安定をはかるため、金融機関と提携し、勤労者向けの融資制度(貸付制度)の創設に取り組むこと。

<回答要旨>

岡山県においては、市町村勤労者融資制度(自治体提携ローン)に対して、昭和54年度から預託を開始したが、平成13年度(県預託金3億円)限りで廃止されたものである。

現下の県の厳しい財政状況から、新たに預託、融資制度(貸付制度)を創設することは困難である。

(労働政策課)

4 ワーク・ライフ・バランス 子育て支援

要求項目(1)

病児保育等の緊急サポートネットワーク事業は2008年度で廃止となり、2009年度より2年間の時限措置として「病児・緊急預かり対応基盤整備事業」が行われることになった。2009～2010年度の2年間で、ファミリー・サポート・センターの対応エリアや機能を重点的に整備拡充し、「病児・緊急預かり対応基盤整備事業」からの円滑な移行を行うこと。

<回答要旨>

ファミリー・サポート・センター事業における「病児・緊急対応強化モデル事業」の取組については、引き続き市町村の意向等の状況把握に努めるとともに、「病児・緊急預かり対応基盤整備事業」の実施団体である岡山県労働者福祉協議会との調整を行い、事業実施のノウハウを各ファミリー・サポート・センターにスムーズに移行できるよう支援してまいりたい。

(労働政策課)

要求項目(2)

ファミリー・サポート・センター事業での病児・病後児保育の体制構築に向け、県として支援を行うとともに、全ての市町村にファミリー・サポート・センターを設置すべく措置を講ずること。

<回答要旨>

ファミリー・サポート・センターは市町村が設置・運営をしている。県としては、ファミリー・サポート・センター交流研修会を、未設置の市町村からの参加を得て平成19年度から継続して実施し、設置に向けた気運の醸成を図るとともに、「おかやま労働」等を通じて市町村に向けての広報・啓発を行うなど、設置に向けた働きかけに努めているところである。

(労働政策課)

要求項目(3)

地域において子育てを支援する環境を充実するため、放課後児童クラブの増設や時間延長、対象年齢の拡大を行うこと。

<回答要旨>

放課後児童クラブ(学童保育)については、保護者が就労等により昼間家庭にいない、主に、小学1年生～3年生の児童(健全育成上必要な場合は4年生以上も加える)を対象に、実施主体である市町村等が、それぞれ地域の実情やニーズに応じて、放課後や夏休み等の保育の必要な児童を受け入れる体制を整備し、対応しているところである。

県としても、増設や時間延長について、補助制度により支援するとともに、4年生以上の児童についても必要に応じて受け入れるよう、市町村に対して助言を行っているところである。(子育て支援課)

放課後児童クラブ数の増設状況

H18年度 → 288クラブ

H19年度 → 315クラブ

H20年度 → 338クラブ

5 交通政策

要求項目(1)

交通事故多発地点・道路についての改善を実施すること。また、昨年の回答で、07年度事故多発地点の4箇所(○)について対策を実施する予定とされていたが進捗状況について明らかにされたい。

【07年・08年度交通事故ワースト10】

	2007年度	件数	2008年度	件数
1位	大供交差点	26	バイパス泉田交差点	26
2位	東富井交差点(倉敷)(○)	23	大供交差点	26
3位	大樋橋西交差点	19	大雲寺交差点	18
4位	オートボックス岡南店付近	19	清輝橋交差点	17
5位	原尾島交差点(○)	19	高柳交差点	17
6位	岡山駅前交差点(○)	18	十日市南信号機付近	16
7位	柳川交差点	18	百間川橋東詰交差点	16
8位	バイパス泉田交差点	18	厚生町交差点	16
9位	無津交差点(早島町)	17	加須山交差点	15
10位	タイム西市付近(○)	17	番町交差点	15

<回答要旨>

交通事故多発地点ワースト20については、毎年、道路管理者と県警などが連携して対策内容を検討しており、実施が可能なものから順次対策を行っている。07年度の4箇所については、路面標示や減速破線、見通し確保のための植栽整理などの対策を行っている。(道路整備課)

交通事故多発地点については、交通事故の発生原因や特徴を分析の上、警察と道路管理者で構成する「岡山県道路交通環境安全推進連絡会議」等を通じて、連携して必要な交通事故防止対策の検討を行い、道路管理者に対して道路構造や道路の付属物の改良を依頼するとともに、順次交通規制の見直しや信号機の運用方法の改良等の対策を実施している。

「07年度交通事故多発地点の4箇所」については、県において、路面標示の新設等の対策を実施した旨を承知しているほか、警察においては、事故件数が最も多かった東富井交差点について、○車両用灯器の増設及び灯器のLED化により、交通管理の最適化や信号灯器の視認性の向上等の交通事故防止対策を実施しているところである。(交通規制課)

6 中小企業政策

要旨項目(1)

自治体の工事や業務委託の入札・契約にかかわる公契約条例を制定すること。その際、労働関係法の遵守、社会保険の全面適用、適正な賃金水準および労働条件の確保等について条項を設けること。

<回答要旨>

公契約条例についてであるが、公契約における労働条件については、国において、労働基準法や最低賃金法等の労働関係法令も踏まえ、議論されているところであり、条例の制定については、こうした国の動向を見極める必要があるものと考えている。

なお、低価格による受注は下請業者へのしわ寄せや労働条件の悪化などを招く恐れもあることから、平成20年4月に最低制限価格を引き上げるなど入札制度の見直しを行っているところである。

今後とも、国の動向を引き続き注視しながら、労働者の適正な労働条件が確保されるよう努めてまいりたい。

また、入札参加資格審査において、中小企業退職金共済法に基づく中小企業退職金共済等への加入や労働者災害補償保険法に基づく保険関係の成立を求めるとともに、請負者が工事の一部を下請に付すときには、その下請金額の確認を行うなど、適正な賃金水準および労働条件の確保等に努めているところである。
(技術管理課・会計課)

7 国土住宅政策

要求項目(1)

岡山県耐震改修促進計画の進捗について説明すること。また、公立の学校は地域の防災拠点となっていることから、その耐震化の推進状況について情報を開示すること。

<回答要旨>

岡山県耐震改修促進計画は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図ることなどによって、地震による人的被害及び経済的被害を軽減することを目的として平成19年1月に県が策定した。以来、県ではこの計画に基づき、建築物の耐震化を推進している。

耐震化を行う民間建築物所有者に補助する市町村に対し、県が補助する制度を活用し、市町村の補助制度創設を働きかけており、木造住宅について、現在、耐震診断は全市町村が、耐震改修は9市が創設したところである。

また、平成20年度は5月から8月に、新聞・雑誌への記事掲載等で広く県民に住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修の補助制度を周知し、6月には、緊急輸送道路沿道の揺れやすさを表示した地震防災マップを公表し、沿道の建築物所有者の防災意識の高揚を図るなど、県民に対する耐震化の普及啓発に取り組んだ。

その結果、平成20年度の耐震診断等の実績として、木造住宅の耐震診断は、232件。その他の建築物5件。木造住宅の耐震改修は、19件となっている。

更に、市町村に対し、地域の実情に応じた耐震化を促進するため必要となる「市町村耐震改修促進計画」の策定を働きかけ、現在、22の市町村で策定済みである。(建築指導課)

学校施設の耐震化は、子どもたちの安全・安心の確保や非常災害時の地域住民の応急避難場所と

して利用されることから、喫緊の課題であると考えている。

県立学校については、耐震化率は、本年4月1日現在で58.4%（全国の公立高校の平均は67.8%）となっている。

県教委では、県立学校施設の耐震化率が平成23年度末時点で65%になるよう、一昨年度から5箇年計画で耐震化を進めており、今年度は、18棟の耐震補強工事を実施している。今後も、緊急性の高い建物の耐震補強工事等に取り組み、計画的・効率的に耐震化を進めていきたいと考えている。

また、市町村立小中学校については、耐震化率が、本年4月1日現在で58.2%（全国の公立小中学校の平均67.0%）となっている。今後も、設置者である市町村に対し、耐震化に関する技術指導や助言を行うなど、耐震化が促進されるよう働きかけていきたいと考えている。

なお、学校施設の耐震化の状況については、文部科学省において毎年4月1日時点の全国の公立学校の耐震化率を調査集計後、6月ごろに報道発表されるとともに、ホームページで公表されているところである。
(財務課)

8 情報通信政策

要求項目(1)

2011年から開始される地デジ放送について、いくら各家庭が準備をしても対応エリアに該当していなければ、受信することができないといわれている。現在岡山県内で対応エリア外、或いは対応エリアであってもテレビを視聴することができない可能性がある地域があるのかお伺いしたい。また、今後対応エリア外の地域について何らかの対策支援を講じること。

<回答要旨>

1 平成21年10月末現在、岡山県内では30の地上デジタル放送中継局が開局し、90.7%の世帯で地上デジタル放送が視聴可能となっている。今後、2011年（平成23年）までにさらに40局が整備される予定となっているが、国が本年8月末に公表した「地上デジタル放送難視地区対策計画」によると、299地区（3,506世帯）が新たな難視地区（対応エリア外）と特定され、ケーブルテレビへの加入、自主共聴施設の新設等の対策手法の検討が必要とされている。

なお、対策実施がアナログ停波（平成23年7月）以降となる地区については、国の「暫定的難視聴対策事業」の支援対象となり、対策が実施されるまでの間、暫定的に衛星利用により地上デジタル放送を視聴することとなる。

直接電波が届く地域という意味での対応エリアであっても、ビル陰等による受信障害が発生する場合は、受信障害対策共聴施設等による対応が必要となってくる。

2 地上テレビジョン放送のデジタル化については、基本的には国及び放送事業者の責任において対応されるべきものであることから、県としては、国に対し、受信不能地域が発生しないよう中継局の整備に向けて放送事業者を指導するなど、国が責任を持って十分な対策を講じるように、県の国に対する提案をはじめ、全国知事会、中国地方知事会等を通じて働きかけているところである。

また、テレビは生活に深く浸透した情報基盤であり地域の生活や安全の確保に不可欠な基礎的生活インフラとなっていることから、国の補助制度を活用して辺地共聴施設のデジタル化改修等を行う場合で、施設加入世帯の負担が直接電波を受信する世帯と比べて過重となる部分を市町村が負担する際に、県が市町村負担額の1/2を補助する単県補助制度を平成21年度に創設している。

(情報政策課)

9 食料農林水産政策

要求項目(1)

食の安全確保に向けて、保健所における食品衛生業務を拡充し、食品に関する苦情相談や食品の製造・流通等への監視指導・検査の強化をはかること。

<回答要旨>

岡山県食の安全・安心の確保及び食育の推進に関する条例に基づき、「岡山県食の安全・安心推進計画」(計画期間:平成20年度～22年度)を策定し、保健所等における食の安全・安心の確保に関する施策を総合的かつ計画的に実施しているところである。

食品製造・販売施設等への監視指導については、毎年度策定する食品衛生監視指導計画に基づき、重点的に取り組む監視指導項目や目標監視指導件数を定めるなど監視指導の充実に努めるとともに、去年の輸入食品等の事件を踏まえ、高性能分析機器を整備するなど、検査体制の強化を図っている。

また、各保健所に食の安全相談窓口を設置しているところであり、引き続き県民等からの相談や苦情に適切に対応してまいりたい。

なお、本年度「岡山県食の安全・安心推進計画」の見直しを予定しているところであり、今後とも、本県の食の安全確保に努めてまいりたい。(生活衛生課)

要求項目(2)

食料自給率の向上に向けて、農林水産業の振興、地産地消の推進、フードマイレージの普及、食料自給率の向上に係る食育・啓発活動や目標設定等の諸施策を展開すること。

<回答要旨>

食料自給率向上に向けた取組を県民運動として幅広く展開するため、今年度、生産者団体、消費者団体、商工・流通団体、教育・行政機関等で構成する「岡山県食料自給率向上対策会議」を推進母体として設立した。

7月27日に開催した本会議の設立総会において、21年度活動計画として、地産地消や農商工連携・6次産業化の推進、米の消費拡大、米・麦・大豆の生産振興、担い手の確保、飼料自給率の向上などが決定され、併せて、10月を「食料自給率向上月間」として重点的な普及啓発活動を実施することとしたところであり、現在、活動計画に基づき各種取組を推進している。

また、平成25年度までに、県の食料自給率を45%(H18 39%)に、稲発酵粗飼料(稲WCS)の作付面積を518ha(H19 63ha)に、それぞれ向上させることを目標として設定している。(農政企画課)

10 教育政策

要求項目(1)

教育委員会は、公立特別支援学校における就学援助を増額し、教科書費、学用品費、給食費、通学費、修学旅行費等に限らず、クラブ活動に要する費用等、広い範囲の援助をはかること。

<回答要旨>

県においては、「特別支援学校への就学奨励に関する法律」に基づき、公立特別支援学校への児童又は生徒の就学による保護者等の経済的負担を軽減するため、その負担能力の程度に応じ、特別支援学校への就学のために必要な、教科用図書購入費、学校給食費、通学又は帰省に要する交通費及び付添人の付添に要する交通費、学校附設の寄宿舎居住に伴う経費、修学旅行費、学用品の購入費などの全部又は一部を支給しており、そのうち国が、経費の2分の1を負担、又は予算の範囲内において補助している。

お尋ねのクラブ活動に要する費用等、法律に掲げられていない経費については、支給することができないので御理解願いたい。
(特別支援教育室)

要求項目(2)

教育委員会は、高校生に対する奨学金や授業料減免等について、制度の拡充を図る。本年度は国が緊急支援として都道府県に基金を創設することとなったが、その有効活用に加え、都道府県独自の予算による制度の拡充を図ること。また、私立高校の入学金等の納入日を公立高校の合格発表後にするよう指導すること。

<回答要旨>

高校生の奨学金制度の拡充については、国に対して提案を行っているところであり、国の見直しの動向を踏まえながら、引き続き国に働きかけてまいりたい。

なお、県独自の予算による制度の拡充について、奨学金の貸与月額を増額や所得基準の引き上げについては困難であるが、中学校3年生時での予約採用の拡大など改善を図っているところである。

今後とも、可能なものについては改善を図りながら、奨学金制度の規模や水準を維持し引き続き実施してまいりたい。

授業料減免については、生活保護世帯や市町村民税非課税世帯に加え、一定の基準にある生活困窮世帯も対象としており、学資負担者の解雇や勤務先の倒産等、家計急変の場合も対応できる制度としている。

また、全保護者へチラシを配付し、制度の周知も図ったところであり、きめ細かな対応に努めているところである。

なお、来年度からは、授業料の実質無償化が実施される予定となっている。

(財務課・生涯学習課)

<回答要旨>

入学金等の学納金については、各学校法人において定めるものであり、県としては、要求内容について私立学校を指導する立場にないと考えている。

なお、平成18年11月に、最高裁判所において、3月31日までに入学辞退の意思表示をした者(専願入試等に合格し大学等と在学契約を締結した学生等は除く)については、原則として、学生等が納付

した授業料及び諸会費等の返還義務を負うという統一判断が示されたところであるが、入学金については、「入学し得る地位を取得するための対価」として返還義務を認めなかった。このため、文部科学省から、最高裁判所の判決の趣旨を踏まえて、学生納付金の取扱いについて同年12月に通知されているが、県としても、この判断に沿った指導を行っているところである。(総務学事課)

要求項目(3)

教育委員会は、子どもたち一人一人にゆきとどいた教育ができるよう、児童生徒支援加配を含めた少人数学級の実現、併せて複式学級の解消をさらに進めるよう引き続き努力すること。

<回答要旨>

新たな定数改善計画を策定することを、国に対して提案してきたところであるが、平成22年度の国の概算要求においては、5,500人の定数改善が示されているところであり、今後、国の動向を注視してまいりたい。

少人数学級等については、現在の実施状況、市町村教育委員会等の意見を踏まえながら、必要な定数を確保してまいりたい。(教職員課)

11 人権・平等政策

要求項目(1)

「新おかやまウィズプラン」に基づく施策の進捗状況を検証し、政策や方針決定過程への女性の参画を促進するポジティブ・アクションを盛り込む等、施策の実効性を高めること。

*男女共同参画基本計画(第2次)は、次期計画策定に向けた議論が開始された。これを受け、重点政策では計画の実効性を高めることを求めていくこととしている。

<回答要旨>

県では、すべての人が性別にかかわらずその個性と能力を十分に発揮するとともに、互いにその人権を尊重しつつ、喜びも責任も共に分かち合う男女共同参画社会の実現をめざし、平成18年度を初年度とし、平成22年度を最終年度とする「新おかやまウィズプラン」を策定し、男女共同参画の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するとともに、毎年度、その実施状況等について年次報告書を作成し、公表しているところである。

政策や方針決定過程への女性の参画を積極的に促進することは、男女の意識改革を進め、男女共同参画社会の実現を図る上で、極めて重要なことであると考えている。

このため、県においては、審議会等委員の女性比率に目標を設けて取り組んでいるところである。

また、企業においても女性を積極的に幹部に登用するとともに、職域を広げるような動きが見られるようになったところであるが、その前提として、仕事と家庭の両立を図った環境づくりを行うとともに、能力開発支援を実施するなど人材の育成を図ることが必要であると考えている。

今後とも、企業・団体等に対して、国などと連携して、仕事と家庭の調和や女性の管理職への登用など積極的な取組が促進されるよう、広報・啓発に努めていくとともに、県の次期ウィズプランの策定にあたっては、皆様方からご意見を伺うとともに、国の次期男女共同参画基本計画の改定なども参考にしながら進めていきたい。(男女共同参画課)

要求項目(2)

DV防止法(配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律)の改正を受けた国の基本方針に基づき、被害者支援の強化や市町村への支援を行うこと。
また、市町村の改正DV防止法に基づく基本計画の策定や被害者支援対策の拡充に対して、県は積極的な指導力を発揮すること。

<回答要旨>

県では、DV防止法に基づき、平成17年3月に策定した「岡山県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画(平成20年7月改定)」や、平成18年3月策定の「新おかやまウィズプラン」により、配偶者等からの暴力(DV)のない社会をめざし、各種の普及啓発活動や被害者保護等に取り組んでいる。

また、特に、毎年11月12日から25日まで、国が主唱する「女性に対する暴力をなくす運動」の期間であることから、この期間を中心に様々な研修会や啓発活動を行っている。

被害者の支援については、県内4か所の配偶者暴力相談支援センター(女性相談所、ウィズセンター、岡山市、倉敷市)を中心として、幅広い分野にわたる関係機関等が認識共有、情報交換、具体的な事案協議に至るまで、効果的な連携を図りながら、被害者に寄り添った総合的な支援の推進を図っている。

さらに、平成17年9月から休日電話相談をNPO法人に委託実施するとともに、平成18年度から民間シェルター運営補助を実施している。また、15市とも連携したDV被害者サポーターの育成を図っているところである。

市町村への支援については、平成19年のDV防止法の改正により、DV防止基本計画の策定と配偶者暴力相談支援センターの設置が市町村の努力義務とされており、市町村への働きかけ・支援及び連携を強化しているところである。

県の「新おかやまウィズプラン」でも、DV防止基本計画策定市町村数を数値目標(平成22年度末までに5市町村)に掲げており、担当者会議等あらゆる機会をとらえ、市町村への働きかけを行うとともに、策定の参考となる先進事例を紹介するなど市町村の取組を綿密に支援していく。

(男女共同参画課)

12 政治改革

要求項目(1)

市区町村選挙管理委員会と連携し、投票者の利便性を高めるため、投票所(期日前投票を含む)を、頻繁に人の往来がある施設に設置すること。また、有権者の投票機会に不平等が起こらないよう、各投票所の開設時間の均等化に取り組むこと。

<回答要旨>

投票所及び期日前投票所については、公職選挙法第39条により、市区町村選管が適切な場所について判断の上、設置することとされており、各投票所の開設時間については、公職選挙法第40条第1項により、市区町村選管は、選挙人の投票に支障を来さない認められる特別の事情のある場合、その判断により投票所の開閉時間を繰り上げ又は繰り下げることができることとされている。

いずれも、市区町村選管において個別の事情を総合的に判断し、主体的に決定されるべきもので

あり、県選管としては、引き続き次のような対応を行ってまいりたい。

1 投票所(期日前投票を含む)を頻繁に人の往来がある施設に設置することについて、県選管としては、説明会等の場において、選挙人の便宜を考慮して当該投票区の中で最も適切な施設を選定の上、投票所及び期日前投票所を設けるよう、市区町村選管に対し呼びかけている。

2 各投票所の開設時間の均等化に取り組むことについて、県選管としては、公職選挙法では原則として投票時間は午後8時までとされていること、選挙人の便宜を最大限考慮して投票時間を決定する必要があることなどを、市区町村選管に対し呼びかけている。

なお、市区町村選管においては、高齢者が多数を占める投票区において、選挙人が日没後に投票所に訪れることは安全性に懸念があること、さらに期日前投票が午後8時まで行われており、選挙期日当日の投票時間を繰り上げても選挙人に与える影響はそれほど大きくないこと等の判断により、投票所の閉鎖時間を繰り上げることを決定していると聞いている。

(市町村課)